

重要事項説明書

当施設のサービスをご利用頂くにあたり、事業所の概要等につき次のとおりご説明いたします。

1. 事業所の概要

事業所名	北医療生活協同組合	所在地	名古屋市北区上飯田北町1丁目20番地の2
電話番号	052-914-4554	代表者名	代表理事 理事長 森 英一

2. 事業所の概要

事業所名	生協わかばの里 介護老人保健施設	事業所所在地	名古屋市北区城東町五丁目114番地
電話番号	052-914-4121 (FAX 052-914-3017)	事業所責任者	施設長 上松 俊夫
事業所指定番号	愛知県 2350380024 号	営業地域	名古屋市北区
事業内容・定員	介護老人保健施設 80人 ※短期入所含む 介護老人保健施設 短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 64人 訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)		
訪問リハ 営業日・営業時間	月曜日～金曜日 9時00分～17時30分		
休業日	土曜日 日曜日 8月15日 年末年始 (12月30日～1月3日)		

3. 事業の目的

訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) の利用者を対象に、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の改善、環境調整等を行い、生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援します。

4. 運営方針

- (1) 事業所の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 (以下「理学療法士等」といいます。) が要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) を提供することを目的とします。
- (2) 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスの提供を行い、利用者の意欲を高める様な適切な働きかけを行うと共に、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととします。又、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標・内容・実施期間を定めた個別計画を作成します。
- (4) 個別計画の実施状況を把握 (モニタリング) し、その結果を介護支援専門員 (ケアマネジャー) に報告します。

(5) 基本方針

今までの暮らしと趣味や生きがいを大切にして生き生きとした生活を支援します。

- ① 自立を支援した機能訓練を提供し、本人や家族の思いを大切にします。
- ② 利用者及びその家族等との交流を大切にします。
- ③ 社会保障制度を皆様とともに追求していきます。
- ④ 利用者及びその家族等の思いに添った介護を支援します。
- ⑤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等につとめ、職員の研修を定期的実施していきます。

5. 職員体制及び勤務形態

職種	人数	勤務形態	備考
管理者	1名以上	常勤	
理学療法士等	2名以上	常勤	

6. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの内容

主治医の指示書又は情報提供書、居宅サービス計画に基づき訪問リハビリテーション計画を作成し、以下のサービスを提供します。

- (1) 廃用症候群の予防、改善
- (2) 健康チェック（血圧、体温測定など）
- (3) 基本動作能力の維持、回復
- (4) ADL、IADLの維持、回復
- (5) 対人、社会交流の維持、拡大
- (6) 介護負担の軽減
- (7) 福祉用具、住宅改修の助言

7. サービス提供の記録

- (1) サービス提供の記録は契約終了後5年間保管します。
- (2) 実施したサービス内容の概要を、事業所で用意した訪問リハビリノートに記載し、利用者に提供します。
- (3) 利用者は希望により、サービス実施記録の閲覧・複写物の交付を受けることができます。複写物の交付にかかるコピー代を実費請求する場合があります。

8. サービスの利用料金

(1) 利用料金

介護保険給付サービスを利用する場合は、厚生労働省の規定料金の各利用者負担割合証に応じた額の負担となります。但し、区分支給限度基準額の単位を超えたサービスの利用は全額自己負担となります。介護保険給付サービスの範囲は、厚生労働省省令や課長通達などで常時変更があることにご留意下さい。利用単位ごとの料金一覧は、7頁及び8頁をご参照下さい。

(2) 利用料金の請求

- ① 利用料金は、介護支援専門員が作成するサービス利用票でのサービス時間と内容が請求の基本となります。
- ② 利用者又はその家族等からサービス実施日の前日17時30分までにキャンセルの連絡がなかった場合1,000円を請求します。但し、サービス実施日当日のキャンセルの連絡で

も、急な病状の変化や風邪症状等による場合は請求しません。

- ③ 予定のサービスの実施中に、利用者又はそのご家族の都合により、予定通りのサービスをご利用されなかった場合でも、予定のサービス料金の請求となります。
- ④ 臨時のサービス利用時間の短縮や延長は、可能な場合には対応します。困難な場合もありますのでご了承下さい。ご請求は規定料金の10割となる場合があります。

(3) 利用料金の支払等

- ①利用料金は、月末締めとし、毎月中旬までに前月分請求書をお渡しします。
- ②利用料金の支払い方法
 - ・銀行口座振替又は郵便局口座自動払込でのお支払いとなります。
 - ・毎月27日に口座引落等があります。毎月26日までに利用者の指定銀行口座等に請求金額をご入金下さい。
 - ・窓口での現金支払いの場合は請求書到着後10日以内にお支払い下さい。
 - ・領収書は翌月請求書に合わせて発行いたします。
- ③サービス提供の為に使用する水道、ガス、電気は利用者のご負担になります。

9. 注意事項

- (1) サービス変更のご希望は介護支援専門員又は当事業所へご連絡下さい。
- (2) キャンセル等で不在となる場合は前もってのご連絡をお願いします。
- (3) 交通事情により、訪問時間が多少前後することがありますのでご了承下さい。
- (4) 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)を受ける度に、「サービス利用票」の実績欄にチェックをしてください。
- (5) 入院、入所等の際は、必ずご連絡をお願いします。
- (6) 利用者の財布・キャッシュカード等の貴重品を理学療法士等がお預かりすることはありません。
- (7) 菓子等の職員への贈り物は、公平なサービス提供の観点から全てお断りしています。
- (8) 事業所の理学療法士等又は実習生が同行研修をする場合がありますのでご了承ください。
- (9) 固定の理学療法士等をご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合があります。また、理学療法士等を変更する場合がありますのでご了承ください。
- (10) 宗教活動及び政治活動はお控え下さい。
- (11) 理学療法士等がペットから危害を加えられることの無いようご配慮ください。

10. 緊急時の対応

事業所は、サービスの実施に際して利用者の怪我や体調の急変があった等、緊急の事態が発生した場合には、事前の打ち合わせに基づき、家族等や医療機関等に連絡その他適切な措置を迅速に行います。緊急時の対応にあたり自己の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

10.1. 非常災害時等の対応

- (1) 非常災害対策に関しては、具体的な計画を作成し、責任者を定めておくとともに、非常災害に備えて定期的に訓練を行います。
- (2) 暴風警報、地震警戒警報発令時、積雪時等には訪問リハビリテーション(介護予防リハビリテーション)サービスが提供できない場合がありますのでご了承下さい。
- (3) 利用者又は職員に発熱等の症状が見られる場合は、新型コロナウイルス感染症等の罹患予防のため

め訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスが提供できない場合がありますのでご了承下さい。

1.2. 事故発生時の対応

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.3. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口 電話番号 052-914-4121 FAX 052-914-3017

受付時間 月曜日から土曜日 9時から17時

担当者名 事務長 玉越 聡

(2) その他苦情申立の窓口

法人相談窓口 本部 電話番号 052-914-4554

苦情相談サービス	北区役所介護福祉課	電話 052-917-6522
	名古屋市健康福祉局介護保険課	電話 052-959-3087 FAX 052-959-4155
	県国保連苦情相談窓口	電話 052-971-4165 FAX 052-971-9970

1.4. 秘密保持及び個人情報の保護

(1) 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。但し、利用者が病気や怪我等で他の医療機関にかかる場合は医療機関に情報を提供することがあります。

(2) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

(3) 事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案の為のサービス担当者会議、居宅サービス事業所等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

1.5. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の予防のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：生協わかばの里 事務長 玉越 聡

虐待防止に関する窓口：生協わかばの里 リハビリ課長 松山 貴大

(1) 成年後見制度の利用を支援します。

- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 定期的に虐待防止のための委員会を開催します。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定します。
- (5) 虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (6) 虐待防止のための指針を整備します。

16. 身体拘束の制限について

サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を実施しません。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご家族に説明し、同意を得て、その態様及び時間、その際の身体状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。

17. 契約の終了

- (1) 利用者は、事業所に対して、1週間の予告期間をおいて通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
 - (2) 事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - (3) 次の事由に該当した場合は、利用者は通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業所が正当な理由なくサービス提供しない場合
 - ② 事業所が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業所が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業所が破産した場合
 - (4) 次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者が、催促にもかかわらずサービス利用料金を3ヶ月以上滞納しその支払いの督促をした日から10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者又はその家族等が、事業所やサービス従業者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
 - (5) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定等区分が非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合
 - (6) 利用者又はその家族等が、正当な理由なく利用料の支払いの遅延をした場合や、セクハラ、パワハラ、その他誠意のない不信行為を事業所の従事者等に行った場合、契約を解除する場合があります。
- ハラスメントに該当する行為は次のとおりです。
- ① 大声で威圧的な態度をとる。
 - ② 利用者や職員に性的な話題や質問等を強要したり、合理的な理由もなく身体に触れる。
 - ③ 事業所や職員に対し契約書によるサービス提供の範囲を超えた不当な要求をする。
 - ④ その他、社会通念上ハラスメントと疑われる行為

18. 暴力等への対応

理学療法士等の人権を守る観点から、利用者又はその家族等から暴言・暴力(性的なものも含む)等反社会的な行為があった場合はサービスを中止します。

19. 情報公開について

サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容の記録は、5年間保管します。ご利用者もしくはその代理人の請求に応じてその内容を公開します。

20. 損害賠償

(1) 事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

(2) 事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに行います。

(3) 事業所は、事業所の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償を負いません。とりわけ以下

①から④に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

① 利用者又はその家族等が、契約締結時に病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

② 利用者又はその家族等が、サービスの提供にともなって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合

④ 利用者が、事業所従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

21. 感染症等の予防及びまん延の防止のための措置

感染症等の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から必要時の委員会の開催、施設としての指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等に取り組みます。感染予防の観点等から、利用者又はその家族等の同意がある場合、サービス担当者会議等出席時、テレビ電話装置等(オンラインツール)を活用して行います。その際、個人情報の適切な取扱いには十分に留意いたします。

22. 業務継続計画の策定等

感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」)を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。事業所は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

23. 信義誠実の原則

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、利用者と理学療法士等がチームを組んで快適な暮らしを支える業務です。お互いが気持ち良く協力できるように誠意をもって対応します。

2.4. 北医療生活協同組合の理念

<理念>協同の力で いのち輝く 地域を作る。社会を築く。未来を拓く。

「いのち輝く」とは

健康に、笑顔で生きること

一人ひとりが尊重されること

平和が大切にされること

北医療生協は、全ての人々のいのちが輝くことを目指します。

【介護保険でのご利用料金】

ご利用料金は、下記の①基本報酬、②加算、③その他費用の合計額になります。

①基本報酬（利用1回(20分)ごとに）

2024年4月改定

サービス提供区分		単位数	利用者様負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション	要介護	308	334円	667円	1001円
	要支援	298	323円	646円	969円

②加算

算定回数	加算名・加算概要	単位数	利用者様負担額
利用1回ごとに	計画診療未実施減算 ・事業所専任の常勤医師が、リハビリ計画の作成にかかる診療を行わなかった場合に減算されます。(退院後1カ月を除く)	-50	1割 -55円
			2割 -109円
			3割 -163円
	12月超減算(介護予防訪問リハビリテーションのみ) ・利用開始から12ヶ月を超えて、介護予防訪問リハビリテーションを行う場合に減算されます。 ・但し、定期的にリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーション計画等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合は減算されません。	-30	1割 -33円
			2割 -65円
	3割 -98円		
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ・勤続7年以上のリハビリ職員が1人以上いる場合	6	1割 7円
			2割 13円
			3割 20円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ・勤続3年以上のリハビリ職員が1人以上いる場合	3	1割 4円
			2割 7円
			3割 10円
1日ごとに	短期集中リハビリテーション実施加算 ・退院(所)又は認定日から3ヶ月の期間に1週間に概ね2日以上、1日20分以上のリハビリテーションを集中的に行った場合。	200	1割 217円
			2割 434円
			3割 650円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(介護予防を除く) ・認知症の利用者に対し、退院(所)又は訪問開始から3ヶ月の期間に、1週に2日を限度として、リハビリテーションを集中的に行った場合。	240	1割 260円
			2割 520円
			3割 780円
	移行支援加算(介護予防を除く) ・サービス提供を終了した利用者のその後の通所介護事業所等への移行等についての条件を満たす場合	17	1割 19円
			2割 37円
			3割 56円
1月ごとに	リハビリテーションマネジメント加算(介護予防を除く) ・医師、理学療法士、作業療法、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、リハビリテーション会議を定期的に開催する等、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合に加算されます。	180	1割 195円
	(イ)：リハビリテーション計画について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に説明した場合		2割 390円
			3割 585円

(ロ)：リハビリテーション計画について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に説明し、リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省へ提出し、適切かつ有効なリハビリテーション実地の為に必要な情報を活用した場合	213	1割 231円
		2割 462円
		3割 692円
※リハビリテーションマネジメント加算を算定しており、リハビリテーション計画について医師が本人・家族に説明した際	270	1割 293円
		2割 585円
		3割 878円
1回のみ 退院時共同指導加算 ・退院時に、訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリテーションを行った場合に1回に限り加算されます。	600	1割 650円
		2割 1300円
		3割 1950円

③その他費用 キャンセル料(1,000円)等

※法定給付

法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額(訪問リハビリテーションサービス費の1割又は2割もしくは3割。本人の収入により変動あり。)
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額(訪問リハビリテーションサービス費の基準額に同じ)

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供を開始するにあたり、利用者及びその家族等に対して重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

契約者(事業所名) 北医療生活協同組合

(所在地) 名古屋市北区上飯田北町1丁目20番地の2

(代表者名) 代表理事 理事長 森 英一 印

(事業所名) 北医療生活協同組合 生協わかばの里 介護老人保健施設

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

(事業所所在地) 名古屋市北区城東町五丁目114番地

(事業所責任者) 施設長 上松 俊夫 印

(説明者) _____ 印

私は本書面により、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の利用に際し、事業所から重要事項の説明を受けました。

利用者	(氏名)	印
署名代行者	(氏名)	印
家族代表者又は身元引受人	(氏名)(ご関係)	印